

仕事と家庭の両立を支援する事業主の皆さま 両立支援等助成金をご活用ください！



子育て期短時間勤務支援助成金

- ・少なくとも小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、平成22年4月1日以降に最初の利用者が出た事業主が対象です。
- ・**10~40万円**を支給します（5年間、延べ5人又は10人まで）。※企業規模などにより異なります。

中小企業両立支援助成金

●代替要員確保コース

- ・育児休業取得者が育児休業終了後に原職等に復帰することを就業規則などに規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主が対象です。
- ・支給対象労働者1人あたり一律**15万円**を支給します（5年間、1年度延べ10人まで）。

●期間雇用者継続就業支援コース

- ・期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を導入し、育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以後平成28年3月31日までにでた中小企業事業主であって、両立支援制度を利用しやすい職場環境整備のため研修を実施し、期間雇用者の育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ6か月以上継続雇用した事業主が対象です。
- ・支給対象労働者**1人目40万円、2~5人目15万円**を支給します（期間雇用者の育児休業取得者が正社員として復職した場合は加算があります）。

●休業中能力アップコース（経過措置）

- ・育児・介護休業を取得した労働者を円滑に職場復帰させるための能力開発や向上に関する措置を実施した中小企業事業主又は構成企業の過半数が中小企業事業主の事業主団体が対象です。
- ・措置の内容に応じ、支給対象労働者1人当たり**21万円を上限**として支給します（5年間、育児・介護それぞれ1年度延べ20人まで）。

●継続就業支援コース（経過措置）

- ・最初の育児休業終了者が平成23年10月1日以後平成25年3月31日までにでた事業主であって、労働者100人以下であり、両立支援制度を利用しやすい職場環境整備のため研修を実施し、育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ1年以上継続雇用した事業主が対象です。
- ・支給対象労働者**1人目40万円、2~5人目15万円**を支給します。

★このほか、育休復帰プランナーの支援により「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、育休を取得及び復帰した場合に支給する**育休復帰支援プラン助成金**もあります。

※代替要員確保コース、休業中能力アップコース、期間雇用者継続就業支援コースについては、女性の活躍促進のため目標値を定め、公表し、達成した場合、加算があります。

※平成26年3月31日までに支給要件を満たした事業主については、経過措置として従前どおり、支給要件を満たしてから3か月まで申請を受け付けますが、平成26年4月1日以降に支給要件を満たした場合は、支給申請期間は支給要件を満たしてから2か月となります。

両立支援等助成金に関するお問い合わせは

 厚生労働省 栃木労働局雇用均等室 TEL 028-633-2795

ポジティブ・アクション能力アップ助成金

女性がスキルアップを図りつつ活躍できるように、働き続けることを希望する女性労働者が就業意欲を失うことなく、その能力を伸張・発揮できるよう、女性の計画的な育成を図る環境整備を進めることを目的に創設された助成金です。

■以下の取り組みを実施した事業主に支給します■

- ①「女性の職域拡大」又は「女性の管理職登用等」に関し、ポジティブ・アクションに関する**数値目標を設定していること**
- ②「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」(※1)内の「ポジティブ・アクション応援サイト」(※2)または「女性の活躍推進宣言コーナー」(※3)に**数値目標を含む内容または宣言を企業代表者名を明らかにして掲載していること**
 - ※1 ポジティブ・アクション情報ポータルサイト <http://www.positiveaction.jp>
 - ※2 ポジティブ・アクション応援サイト <http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>
 - ※3 女性の活躍推進宣言コーナー <http://www.positiveaction.jp/declaration>
- ③「女性の職域拡大」又は「女性の管理職登用等」に必要とされる能力を付与するため等の**一定の研修(ポジティブ・アクション研修)を実施すること**
 - ▶実施する研修をあらかじめ計画し、①研修の目的、②研修する研修の種類、③対象者を明らかにして明文化しておくことが必要です。
 - ▶研修の内容、時間は一定の要件を満たす必要があります。(下記の表を参照)
- ④数値目標について、上記②のサイト又はコーナーへの**当該目標の掲載日から6か月経過後3年以内に達成され、さらに支給申請日までその状態が継続されていること**。
- ⑤数値目標を達成するにあたり、**女性労働者のうち少なくとも1名はポジティブ・アクション研修に参加していたこと**。

ポジティブ・アクション研修	
研修対象者	研修の内容
1 職域拡大又は管理職登用等を図る対象の女性労働者	①職域拡大のための資格取得研修その他必要な知識を付与する研修 ②管理職登用に向けての資格取得研修その他必要な知識を付与する研修 ③企業内外の別の職種への短期的な業務研修 ④仕事と家庭の両立をしながらキャリアアップをするための取組事項に関する研修 ⑤企業トップ等が講師となり、自社における女性活躍の重要性等を理解させるための研修
2 管理職その他労働者等	①「女性の職域拡大」を促進するため、管理職に必要なスキル(管理職の意識改革、コーチング等)を学ぶための管理職を対象とした研修 ②「女性の管理職登用」を促進するため、管理職に必要なスキル(管理職の意識改革、コーチング等)を学ぶための管理職を対象とした研修 ③企業内におけるメンター育成研修 ④仕事と家庭を両立しながらキャリアアップするための意識啓発研修 ⑤企業トップ等が講師となり、自社における女性活躍の重要性等を理解させるための研修

【研修時間】

- 1と2からそれぞれ1項目以上を組み合わせ**合計30時間以上**実施
- 1項目の研修対象時間は**2時間以上**実施
- 1日に実施する研修時間は**最低2時間以上**

支給額(1企業1回限り)

15万円(中小企業は30万円)

【申請期間】

- 数値目標の達成日が**1月1日から6月末日**までの場合：**同年7月1日から8月末日**まで
- 数値目標の達成日が**7月1日から12月末日**までの場合：**翌年1月1日から2月末日**まで

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築、運営を行う事業主または事業主団体に、その費用の一部を助成します。